



『大人として出来ること』

代表理事 小森新一郎

発行
NPO法人
ジェントルハートプロジェクト事務局
〒210-0843
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山
Tel & Fax
045-845-3620(小森)
URL <http://npo-ghp.or.jp>会員登録及びカンパは随時受付中
正会員 1口 2,000円
賛助会員 1口 1,000円
郵便振替
口座番号:00200-8- 111295
口座名義:ジェントルハートプロジェクト
振込用紙に会員の種別を明記下さい

目次:

巻頭コラム	P 1
長崎市学校問題 外部調査委員会の報告	P 2-4
いじめ問題に取り組む 基本姿勢10カ条	P 5-6
活動の報告と今後の予定	P 7
橋がかかる	P 8

ジェントルハート通信第46号
定価100円(会員は無料)

最近では、いじめ問題に関するメディアの動きが、大津の事件報道が盛んだった時期に比べ、少し落ち着いてきているように見えますが、現場の実感としては、いじめ自体は、以前と変わりなく推移しているように感じます。

いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ対策チーム等の編成をして取り組んでいる学校も散見されますが、今まであった組織を焼き直した感が否めない状況です。そして取り組む内容も旧来からの『挨拶運動』『標語募集』『ポスター掲示』といった目につく部分の対応だけに偏りがちになってしまうのが現実ではないでしょうか。

いじめ問題は表層の部分以上に目に見えない”ところ”の部分に対するウェイトが大きい問題です。だからこそ、解決することが難しいし、解決方法もこれと言った特効薬的なものもないのだと思います。

私たちジェントルハートプロジェクトは、いじめ問題に対して、大人として何が出来るだろうか？という視点から見ることを常に心がけています。

また、「いじめ問題は加害者のこのころとその環境の問題」という原点をいつも念頭に置きながら『なぜ子どもたちがいじめ行為に走ってしまう前に、大人が彼らの心の変化に気づけないのか？』『加害児童生徒の心を追い詰めているのは、もしかしたら、大人の側なのではないだろうか？』等と、加害者になってしまう子どもたちの心に、大人としてしっかり向き合っているだろうか？と自問自答しながら活動しています。

大人はとかく子どもたちを決められた枠にはめ込もうとしがちです。しかし、多種多様な子どもがいて、それぞれの個性を思い切り発揮することができる社会を実現する。こういった子どもたちが伸びやかに成長していく事が出来る環境

整備こそが本来大人に求められている事ではないでしょうか。

ジェントルハートプロジェクトはそんな子どもたちの育ちを考える上で、大切なものが”人を思いやるころ”であると思っています。

私たちは講演の中で『ひとはころが元気でないと幸せを実感できない』という話を子どもたちにしています。子どもたちはよく理解してくれます。

そういった意味でも、ジェントルハートプロジェクトにおいて、いじめ問題の予防・解決には『やさしいころ』というキーワードが欠かせないものとなっているのです。

厳罰化推進派の中からは、『生ぬるい』とか『そんなことを言っているから加害者がつけ上がるんだ』という声が聞こえてきそうですが、『いじめ問題』は子どもたちへの締め付けだけで解決できる性質のものではないと思いますし、もっと子どもたちのこのころの深層部分に迫る対応が求められているのではないのでしょうか。この2月に川崎で起きた中1少年が惨殺された事件を機に、加害生徒への厳罰化導入の機運も高まっているようですが、実際問題として、厳罰化がこれらの問題の抑止力につながるかは考えにくいと思われます。

子どもたちが抱えている様々な精神ストレスが”いじめ問題”における大きな要因の一つとも言われていますが、そのストレスから子どもたちを守るために大人として何が出来るのか？

これからもこのテーマから目をそらせることなく、正面から向きあって、しっかりと活動を続けていきたいと考えております。



◆ 長崎市学校問題外部調査委員会の報告 ◆

理事 武田さち子

◆ 調査委員会設置の経緯

2013年7月7日、長崎県長崎市立の小学校に通う女子児童(当時小6)が自宅において自死行為をし、約1カ月後に亡くなった。

学校や市教委が調査した結果、5年生時に上靴が隠された事案と修学旅行の班決めの際の仲間外しから謝りあった時までの一連の行為の2件について、いじめであると判断。また、5年生時からの友人関係の悩みや靴を隠されたこと、課外クラブでの対人関係や部長としての仕事、修学旅行での班決めの際の当該学級内での友人関係などもこれらの一連の行為や悩み等が積み重なり、このことが当該児童の心に影響を与えたのではないかと考えられる」と結論。一方、いじめと自殺との因果関係は「不明」とした。

この市教委の調査結果に関して、有識者等第三者の視点による検証等を行うため、教育委員会臨時会は、長崎市学校問題外部調査委員会を設置した。

(所掌事項)

①当該事案に係る教育委員会が実施した調査の検証に関すること。

②外部調査委員会の調査結果に基づく対応策の検討、提言等に関すること。

③当該事案について外部調査委員会が必要と認める事項に関すること。

外部調査委員に任命されたのは5名。内1名が遺族推薦で、武田が依頼された。

委員長は委員の互選で、長崎大学教育学部教授に決まり、委員長が長崎ウエスレヤン大学教授で臨床心理士を副委員長に指名した。ほかに、弁護士と長崎大学医学部教授で児童精神科医が任命された。

委員会の開催は2013年10月27日から2015年2月1日までの計17回と29回の作業部会があった。

◆ 調査方法について

①第1アンケート

当該学校では毎月1回「なかよしアンケート」という記名式の生活アンケートを実施。これは、心配していることや悩んでいること、クラスの中に元気のない人や悩んでいる人はいないかを問う内容。7月分は事案発生前すでに行っており、そこに当該児童に関する記載はなかった。学校は、事案発生後の2013年7月11日にもう一度、同じ内容の「なかよしアンケート」を、3年生から6年生までの児童を対象に記名式で実施した。

②第1聴取

今回の事案について、市教委の職員が、学校で

聴きとり調査を行った。

対象は、当該児童の学級の児童と課外クラブの部員の計51名(内3名は聴き取りができなかった)。

スクールカウンセラーが同席し、保護者の同席も可とした。また、校長、副校長、課外クラブ顧問、6年生時の担任、5年生時の担任、学校サポーター、当該児童の保護者に対しても聴き取りを行った。

③第2アンケート

学校と当該児童の保護者及びその代理人が質問内容や開封方法を協議して、2013年10月23日、4年生から6年生を対象に実施。アンケートは各学級で実施されたが、学級で記入しにくい児童に配慮し、同じアンケートが持ち帰り用としても配布された。記名は本人の意思に任せられ、封筒に入れて封をして提出された。

このアンケートは学校、市教委、当該児童保護者の代理人、PTA役員との立ち会いのもと、一つひとつ確認しながら開封され、ナンバーリング。個人情報に係る記載内容のないものは、代理人も同じアンケート回答用紙をコピーして所持した。

④第2聴取

市教委が作成した調査報告書に記載されている9つの事案について、さらに詳しく聴き取りを行いたいと考えた内容や市教委がこれまでに把握していなかった内容など計15項目について、市教委と当該児童の保護者及び代理人が、再聴き取りの調査項目や聴き取り方法などを協議して決定。それに外部調査委員会の意見を加えて、2014年2月4日から28日にかけて、主幹教諭と管理職が2人組となり、再聴き取りを了承した児童291名全員に実施。外部調査委員会は書面で、その結果報告を受けた。

⑤外部調査委員会による第3聴取

外部委員会は、校長、5年生時担任、6年生時担任、課外クラブ顧問、学校サポーター、児童の保護者数名に聴き取りを実施。当該児童の保護者にも、代理人弁護士同席で、計3回の聴き取りを行った。

⑥その他

課外クラブの卒業生にアンケートと、聴き取り調査を依頼(アンケートにはいくつかの返信があったが、聴き取りには応じてもらえなかった)。事後対応について、外部調査委員会で長崎市内の学校にアンケートを送付。多くの回答が得られた。

その他、職員会議録や学校評価、指導記録簿などを参照した。

◆報告書の内容

2015年2月2日に報告書を提出。資料編を除き、130頁に及んだ。これを読む人に、判断の根拠がわかるように気をつけた。

(1)15事案について考察

アンケートや聞き取り調査からあがってきた以下の15事案について、事実の有無と当該児童への影響や自死との関連について考察。

①死んだ虫を食べさせられたこと。②けられたこと。③シャープペンで刺されたこと。④紙にメモを書いて当該児童に渡したこと。⑤当該児童の机の上に「死」と書いている紙が置いてあったこと。⑥友達から悪口やひどいことを言われていたということ。⑦近隣公園でいじめられているのを見たこと。⑧当該課外クラブでいろいろされていて何か当該児童のものがけられたこと。⑨上靴が隠されたこと。⑩くつが隠された引き出しの中に「死ぬ」と書かれていたこと。⑪当該児童をいじめると宣言したこと。⑫交換日記(ノート)に悪口が書かれていたのではないかということ。⑬手紙を見て2人の児童が当該児童をじろじろ見ながら笑っていたということ。⑭班決めのこと。⑮6年生の親子レクで当該児童が無視されて、当該児童はよく男子といたらしいこと。

外部調査委員会はこのうちの、⑥具体的なあだ名で呼ぶ行為、⑨上靴が隠された事案、⑭修学旅行の班決めの際の仲間外れ、の3件について、いじめと認定した。ただし、いずれも自殺との直接的な因果関係は認めなかった。

各事案について、報告書では「事実がなかったということは認定できないが、存在したという認定もできない」という結論が多く、「あいまい」「玉虫色」と批判された。

しかし、言葉や態度でのいじめの立証は、被害者が生きていてさえ難しい。被害者が亡くなって後、過去にさかのぼって証明するとなると、さらに困難を極める。「死んだ虫を食べさせられた」という内容はメディアで大きく取り上げられた。しかし調査をしてみると、親やメディアを通しての伝聞ばかりで、当該児童から直接聞いたという児童が無記名アンケートで1名いるだけで、具体的な証言を得られなかった。聞き取りの強制もできない。このように、証言があっても1人だったり、複数回のアンケートや証言で矛盾があったりすると、事実があったとまでは認定できなかった。また、いじめの有力な証拠となるはずの⑫交換日記は当時、課外クラブの顧問が中身を確認しておらず、現物もない。他のメモ等もすでに学校関係者や当該児童の保護者に処分されており、確認できなかった。④の相手の言うことをきくなど

の誓約が書かれていたとされるメモも、相手方の児童は同じ内容を互いに書いたと主張している。5年時のことであり、両方のメモが現存しないことから、今となってはいじめがあったと認定することは難しい。⑮についても、当該児童は日頃から男子児童たちと活発に交流しており、この日は特別だったという証言は得られなかった。誠実に対応しようと思えばなおさら、存否両方の可能性を打ち消すことができなかった。

なお、トラブルが起きた際の実事確認の重要性和記録や証拠物の保管については、報告書の中で、学校の問題点として指摘している。

(2)当該児童の心に影響を与えた行為の検証

(自死との因果関係の考察)

ひとつひとつのできごとは、直接的には自死との因果関係は有さなかったとしても、5年時から友人関係の悩み、上靴を隠されたことによる精神的苦痛、当該課外クラブでの対人関係や部長としての悩み、6年時の班決めの際の仲間外れによる精神的苦痛、学級の女子から謝罪されたこと及び当該課外クラブ退部等という事実が当該児童の心に影響を及ぼしたと思われる。

もっとも、5年時の友人関係の悩みについては、その友人とは6年時に学級が別になり、上靴を隠されたことも学級の児童みんなが見つけたこと等によりある程度、解消されていることが想像できる。

更に、自死の直前の事実である「仲間外れ」についても、自分を仲間外れにした児童を昼食に誘っていることから、一定程度、精神的ストレスが軽快していることが窺えるし、誘った児童に拒否された後も5年生と一緒に昼食を食べようと言ってきたり、その後、6年生も加わってきたりしていることを考えると、当該課外クラブにおいては、自分の居場所、部長としての居場所は失われていないのではないかとと思われる。

しかし、それまでの精神的苦痛が積み重なっている状態で、(当該児童の意思の可能性はあるが)結果として、当該児童は、自分の居場所である当該課外クラブを退部することが決定している。

これらのいじめを含めた精神的苦痛の積み重ねが、当該児童を追い詰めた可能性が高いと結論。

なお、外部調査委員会の権限は限られており、その限られた権限で集められる情報は限られているため、法的意味での直接の因果関係の認定は困難であるが、上記の事実等が当該児童の自死との関連を有するものと考えとした。

(意味が通るように一部変更して引用)

◆調査を終えて

私はこの調査に当たって、何が彼女を悩ませ苦しめたのか、亡くなった少女の気持ちに寄り添うことを最優先したつもりだ。それが、今も生きて苦しむ多くの子どもたちの気持ちに寄り添うことになると思うからだ。

外部調査委員会は最初の会議で、再発防止に向けて、家庭の問題には必要以上に踏み込まず、学校の問題点を中心に審議していくことを申し合わせた。ただし、再発防止に必要と思われることは、遺族にとって辛いことであっても報告書に書いた。時には親や教師が、子どものためと思ってしたことが、子どもを追いつめることもあるからだ。

今回の外部調査委員会に参加したものとしては、丁寧に議論を積み重ねたうえで結論を出した。公平中立性において、どこに恥じるものもない。しかし、遺族やメディアからは、多くの批判にさらされた。

結論的には、市教委の報告書に、具体的なあだ名についてのいじめ認定が1つ増えただけで、大して変わらないように見えるかもしれない。しかし、外部調査委員会はとくに課外クラブが当該児童に及ぼした影響を重視した。創設間もない当該クラブで、顧問教諭が他の部員への指導を部長である当該児童の役割にしたことで、他の児童との関係が悪くなり、いじめの動機ともなった。また、当該児童の保護者をコーチに任命したことも、心の負担になったとみている。ただし、このことは保護者に責任があるというより、部員の保護者をコーチに迎える場合に、当該部員の心情や他の部員がどう思うかなどの影響を学校側は予め予想すべきだったとして、学校側の問題点として指摘している。

遺族が「いじめが自殺の直接的な原因だった」と強く主張する気持ちはわかる。修学旅行の班決めでの仲間外しの事実を当該児童が知ったのは7月5日の金曜日だった。自死行為は2日後の日曜日。

しかし、いじめ発覚の発端は、同級生らの担任への告発であり、悪口を言った児童たちの自発的な謝りの会からだった。仲間外しを言い出した児童からも謝罪を受け、翌朝には保護者からもお詫びの電話がかかっている。

土曜日には課外クラブの練習があり、母親も参加した。当該児童は関係を修復しようと、仲間外しを言い出した相手に自ら声をかけている。それを断られたことから、不安を感じたであろうことは察せられる。しかし、その後、下級生から誘われ、同級生らも加わって昼食を食べたことからし

ても、部長としての立場や親がコーチであり、顧問からも部長に任じられるなど信頼を得ていたことからすれば、自分のしたことで精神的に追い込まれたのは、むしろいじめた側の部員だと考えられる。

翌日の自死行為は、いろいろ考えた末というより、衝動的だったのではないかと。そう考えると、いじめだけが自死の原因だと断定したり、直接的な原因であると認定したりすることはできなかった。確定的な根拠なしでは、冤罪を生むことにもなりかねない。

今回、遺族の不満は、委員会で話し合われた内容が細かく知らされないことと、報告書提出前の内容を外部に漏らさないよう約束させられたことの2つが大きかったように思う。委員会毎に事務局を通じて報告をしていたが、説明不足だったかもしれない。しかし、この2つを両立することは難しい。途中経過が外部に漏れれば調査そのものに支障をきたすおそれがあり、メディアを通じて圧力がかけられれば結論が左右されかねない。そして、決定版でない報告書を、しかも個人情報がかかっているものを何の制限もなく渡すわけにはいかない。まして今は、第三者調査委員会の在り方そのものが手探り状態で、一つの失敗はせつかく道が開きかけた遺族の知る権利獲得に、水を差すことにもなりかねない。

足立区と長崎市の2つの第三者委員会に関わってきて思うことは、外からはその委員会が公平中立であるかどうかは計り知れないということだ。だからこそ、委員選出にあたっては少なくとも1人、できれば半数を遺族が推薦できるようにしてほしい。

そして、メディアに対して、批判は甘んじて受けるにしても、このままでは真摯にこの問題と対峙してきた委員たちが疲弊して、この先、誰も委員の引き受け手がなくなるのではないかと危惧する。



◆ いじめ問題に取り組む基本姿勢10カ条 ◆

理事 武田さち子

第1条 いじめは被害者の心と身体を深く傷つけ、時には命さえ奪う、重大な人権侵害である

いじめの解決には時間と労力が要ります。しかし、子どもが亡くなってしまったら、生前の比ではありません。どうせなら、生きている子どものためにこそ、全精力を注いでください。

また、死なないまでも、人生を変えるほどの深い心の傷を残すことがあります。大人たちが、真剣に、継続して取り組むべき問題です。

第2条 対策はスピードを要する。いじめの芽はできるだけ小さいうちに摘む

よく「こんなのはいじめのうちに入らない」という声を聞きます。もちろん、全ての問題に大人が関与すればよいわけではありませんが、見守りは大切です。いじめになる前にトラブルを解決することができれば、加害者も被害者も生み出さずに済みます。やがて、子どもたち自身が、解決の方法を身につけていくでしょう。

また、小さいいじめは大人のちょっとした関与でなくすことができますが、クラス全体に広がったり、何年も継続するなど、大きくなってしまったいじめを解決するのは大変困難です。

第3条 常に最悪の事態に備える。被害者や告発者の安全を第一に考える

子どもにとって最悪の事態とは、「死」です。子ども自身が死んでしまうこと。あるいは、誰かを殺してしまうことです。

大人たちの安易な対応がかえって子どもを追い詰めることがあります。結果を熟慮したうえでの対策をお願いします。

第4条 表面に見えているのはごく一部であることが多い

いじめは隠されるものです。ひとつのいじめが発覚した陰には、たいてい、もっと多くのいじめが隠されています。表面だけを見て、大したことはないと判断するのは危険です。

また、クラスや学年、学校全体にいじめ・暴力を容認する雰囲気が蔓延していることもあります。加害者を指導して終わりにするのではなく、学校全体で取り組んでください。

第5条 いじめは被害者の身になって考える

大人はよく、「公平な立場で」と言います。しかし、いじめに関して公平な立場というのは、傍観者にもなりかねません。みんなが被害者の立場に立てば、いじめはなくせます。

第6条 いじめ対策の基本は加害者対策

多くの場合、被害者は少数で、加害者は多数です。また、教師の言葉に素直に従うのも、被害者側です。そのために被害者対策に偏りがちですが、加害者の抱える問題を解決しない限り、いじめは繰り返されます。真の問題解決にはなりません。

第7条 いじめは力では解決しない。子どもとの信頼関係を大切にする

よく、「いじめている子をゴツンとやりさえすれば解決する」という人がいます。しかし、それで子どもは反省するでしょうか。むしろ、自分は大人より力が弱かったからやられたと、ますます力に執着するようになります。チクッたとして、被害者に報復するようになります。

そして、たとえいじめが解決できなかつたとしても、先生や親が親身になって支えてくれたという実感は、人を信じる力、生きる力になります。それは、いじめの加害者にも、被害者にも言えることです。

第8条 いじめは大人が知ってからのほうがむしろ危ない

いろいろな事件を調べてみると、思っていた以上に、子どもは切羽詰って大人にいじめを打ちあけていたことがわかりました。しかし、残念ながらその結果、かえって追いつめられたりもしているのです。いじめを知った大人が見て見ぬふりをしたり、いい加減な対応をすれば、いじめの加害者は自分の行為が認められたと勘違いします。あるいは、大人が知っても大したことはない和高をくくって、ますますエスカレートします。一方、被害者は大人に言っても無駄だと絶望してしまいます。

第9条 解決したからといって気をぬかない。いじめは再発しやすい

いじめ事件のあとによく聞くのは、「いじめはありましたが、解決したと思っていました」という言葉です。今のいじめは根深く、1度や2度の指導で簡単に納まるもののほうが少ないと考えてください。報復は必ずあると思って備えてください。繰り返し、根気強く指導していくことが大切です。おざなりな対応では、被害者も打ちあけてくれなくなります。

第10条 いじめは教師、生徒、保護者、地域の複数の目、連携で解決させる

親が、教師が、事前に情報を知っていたら、防げたかもしれない子どもの死がたくさんあります。子どもを守るためには、情報の共有が欠かせません。

また、被害者やその親だけがどんなに頑張ってもいじめは解決しません。どんなに熱心な先生でもいじめにひとりで立ち向かうのは困難です。ひとりで抱え込まずに、できるだけ多くのひとを巻き込んで、協力して問題の解決に当たってください。この問題に真剣に取り組む大人たち、子どもたちを増やしていくことが、いじめを根絶する力になると思います。

そして、子どもたちの身近なところで、いじめ解決の事例を積み上げ、子どもたちに「いじめは解決できる」と信じさせてあげてください。

「子どもとまなぶいじめ・暴力克服プログラム想像力・共感力・コミュニケーション力を育てるワーク」
(武田さち子著/合同出版)P156より

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2015/2/3	江東区教委放課後支援課	東京	江東区	30
2015/2/3	今市ブロックPTA研修会	栃木	日光	50
2015/2/6	愛媛県中予地区人権啓発講座	愛媛	松山	100

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2015/2/11	平成26年度防府市犯罪被害者支援フォーラム	山口	防府	300
2015/2/13	日之影町教育講演会	宮崎	西臼杵郡	150
2015/2/17	千葉県教育会館教育講演会	千葉	千葉	140
2015/2/18	川崎市総合教育センター教員研修	神奈川	川崎	45
2015/2/21	私立遊学館高等学校	石川	金沢	1,010
2015/2/23	大阪狭山市立南第二小学校	大阪	狭山	510
2015/2/25	光泉高等学校	滋賀	草津	370
2015/2/26	川崎市立東小倉小学校教員研修	神奈川	川崎	30
2015/3/4	比叡山高等学校	滋賀	大津	80
2015/3/11	児湯福祉事務所人権研修	宮崎	児湯郡	150
2015/3/12	平成26年度下野市市民人権講座	栃木	下野	40
2015/3/17	山口県立下関中央工業高等学校	山口	下関	150
2015/3/21	横浜市青少年指導員研修会	神奈川	横浜	800
2015/4/13	下関市立吉見中学校	山口	下関	170
2015/4/15	藤嶺学園藤沢中学校	神奈川	藤沢	150
2015/4/15	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	610
2015/4/16	宇都宮文星女子高等学校	栃木	宇都宮	340
2015/4/16	滋賀県H27年度初任者研修	滋賀	野洲	360
2015/4/24	東海大学望洋高等学校	千葉	市原	750
2015/5/18	仁川学院中高等学校教員研修	兵庫	西宮	70
2015/5/20	国分寺市教育研究所	東京	国分寺	350
2015/5/22	静岡県立小山高等学校	静岡	駿東郡	
2015/5/23	神奈川学園中学校	神奈川	横浜	300
2015/5/27	霧島市立国分南中学校	鹿児島	霧島	
2015/5/28	霧島市立綾南中学校	鹿児島	霧島	
2015/6/12	新潟市立巻東中学区	新潟	新潟	370
2015/6/13	練馬区立石神井東中学校	東京	練馬	560
2015/6/17	姫路市立飾磨西中学校	兵庫	姫路	1,050
2015/6/18	徳山工業高等専門学校	山口	徳山	
2015/6/22	新潟市立巻西中学区	新潟	新潟	410
2015/6/25	河内地区PTA指導者研修会	栃木	宇都宮	230
2015/7/3	野田市立東部中学校	千葉	野田	210
2015/7/7	野田市立南部中学校	千葉	野田	900
2015/7/10	霧島市立牧ノ原中学校	鹿児島	霧島	
2015/7/13	霧島市立牧園中学校	鹿児島	霧島	
2015/7/14	霧島市立舞鶴中学校	鹿児島	霧島	
2015/7/16	新潟市立潟東中学校	新潟	新潟	170
2015/7/16	野田市立木間ヶ瀬中学校	千葉	野田	350
2015/9/4	関東学院中学校	神奈川	横浜	300
2015/9/27	新潟県教育庁下越地区深めよう絆県民の集い	新潟	新潟	600
2015/10/2	川越少年刑務所	埼玉	川越	
2015/10/30	山口県教育委員会平成27年人権教育研修会	山口	山口	350



◇ 橋 がかかる ◇

NPO法人 ジェントルハートプロジェクト
ひととひととの出会い、そこにかかる橋

ここでは毎回ジェントルハートプロジェクトに関わる方々の思いなどを自由にお書き頂くコーナーです。
今回は横浜市立中田小学校校長の蒲谷猛先生にお願いしました。

人の「命」と向き合う医師の責任は重い。

人の「生」と向き合う教師の責任はもっと重い

横浜市立中田小学校 校長 蒲谷 猛

学校が向き合わなければならない事案が複雑化・多様化するなか、学校が外部の専門性をもつ関係諸機関と連携することが重要になってきています。学校と警察も日常的な連携をしているわけですが、そのための組織である「学校・警察連絡協議会」に出席するために、管轄の警察署を訪れたときのことです。

会議が終わって階段を下っているとき、後ろから追いかけてきた警察官に呼び止められました。それなりの勢いで追いかけて来たので、日頃から品行方正ではない私はある意味緊張しましたが、その警察官が笑顔であったのでほっとしてお話をうかがいました。

声をかけてくださった方は管轄の地域課の課長さんで、小豆島に旅行に行ったときに、私の書いたコメントを読んで、一度本人に会ってみたいとなったとのこと。課長さんが小豆島旅行に行かれる少し前に、私も家族旅行で滞在しており、その際に、『二十四の瞳』の舞台である「岬の分教場」を訪ね、教育関係者だけが書いて良いという、分教場教室の黒板にあるコメントボードに私のモットーを残していたのです。今日はそのコメントの張本人が警察署に来るということで、待ち構えていてくださったというわけです。私の拙いコメントに共感していただき、わざわざ声をかけてくださるなんて、恐縮もしうれしくもなりました。

「岬の分教場」に残したコメントは、拙文のタイトルにもさせていただいた、「人の『命』と向き合う医師の責任は重い。人の『生』と向き合う教師の責任はもっと重い」です。医師は、人の「命」に向き合い、それを守るために心血を注ぐ職業であり、大きな信頼を得ると同時に、その職責の重大さを考えると、実に責任の重い職業です。それに対し、教師は子どもの「生き方」と向き合う職業です。生涯にわたる子どもの「生き方」にかかわる教師の責任は、それ以上にとても重いものであると思います。医師が新薬の効果や新しい治療法・術法の研修・研究に努める以上に、教師もその重責を認識して積極的に自己研鑽のための情報収集や研究・研修に努め、その専門性を高めるべきであると、日頃から、自分にも課してきましたし、職員にも繰り返し話をしています。

子どもたちは、学校という場で、何人もの教師と出会いながら成長していきます。学校は、子どもたちがよりよく「生きる」ための支援をするところです。教師が子どもとどうかかわり、何を心の中に残してあげられるのかが重要です。私は長年音楽教育にかかわってきたので、「音楽はねえ、ぼくは苦手なんだ。全然だめなんだよ。特に、歌は、小学校の時に先生に怒られてからずっと苦手。」というような話を一度ならず受けたことがあります。ほんの一例ですが、子どもの「生き方」と向き合う教師としては、これは明らかな失敗です。残すべきではないものを残してしまいました。この方の生涯から「音楽の喜び」を奪ったとしたら、まして、それが教師の心ない言葉から生じたことであつたら許せないことです。

教師が子どもの心の中に残すべきものは、自己肯定感や自己存在感、明日への夢や自信、自分自身への誇りだと私は思っています。教師の否定的な見方や言動からは、これらのものは絶対に生まれてきません。かといって、何でも受容すれば良いわけでもありません。本人の人柄、特性、得意なこと、成長のための課題を教師が見極めることができ、それを本人が受けとめられるように示すことができるかどうかにかかっていると思います。何について、どのタイミングで、どのような雰囲気の中で、どういう言葉で伝えていくのかが、教師の専門性の一つです。「ああ、私にはこんなよさがあるのか」、「なかなかいいじゃんわたし」、「ついわたしは〇〇になりやすいんだな」など、子どもたちが、自分をかけがえのない自分として受けとめられたら、その子どもたちと出会った教師は使命を果たしたと言えるでしょう。

教師の専門性のもう一つの重要な側面は、自分が管理する集団をどうとらえ、どう働きかけるかにあります。教師と子どもたちとのかかわりが大切であると同時に、子どもたちが相互にどうかかわりあうかも、その後の「生き方」に大きく影響するからです。自己肯定感や自己存在感、明日への夢や自信、自分自身への誇りは、教師の直接的なかわりからだけではなく、子どもたちが所属している集団のなかで培われるからです。所属する子どもの人柄をよく理解し、互いに認め合い、助け合える仲間づくりを力を入れるとともに、それぞれの子どもの集団の中で存在感をもてるよう積極的に働きかけをすることが大切です。

集団性や人間関係を把握するためには、教師の感性が重要です。子どもごとの呼称のちがいや言葉遣いのちがいが、視線の合わせ方や表情などから、結びつきや上下関係などが見えてきます。気付いたらすぐに働きかける、働きかけたら、また状況把握に努める。この繰り返しです。教師が一人ひとりを好きになり、よさを見出し、すすんでほめます。友だちのよいところを素直に認めることができるように教師がしつこく働きかけ続けます。自分の弱点でさえもさらけ出せる集団づくりを目指してあせらずたゆまずあきらめず働きかけを続けます。よりよいかかわり合いをつくり出すことが教師の責任であると思います。

思いつくままに書かせていただきましたが、教師が「人の『生』と向き合う」ということを忘れてしまつては教育は立ちゆかない、という思いが、私の教員人生30年でたどり着いたものです。学力向上や社会性の発達、一人ひとりの自己肯定感や夢、自信を核として、その周囲で実現していくものです。

いじめのない社会は、残念ながら存在しないと思っています。人の「生」と向き合う教師にとって、目の前のいじめの発見と解決は全力を尽くすべき課題です。そうしなければ「教師」の存在価値はないと思っています。法律が制定されて、各学校が教育委員会へいじめの件数や概況の報告をするようになりました。私は校長として、いじめのない学校はつくれませんが、いじめの発見とその解決に努め、一番多く報告できる学校をつくらせていきたいと思っています。